

第 15 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

(第 1 日目)

議事 (要旨)

日時：平成 23 年 11 月 14 日 (月)

13:00～16:03

場所：倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内

2階 会議室

第 15 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録（第 1 日目）

平成 23 年 11 月 14 日（月）

13:00～16:03

於 倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内
2階 会議室

【出席者】

委員 ; 守谷会長、陶浪委員、小野委員、(有)津島、鈴木委員、
ジェム(有)、土倉委員、小林委員、(有)三和硝子工業所
(欠員:1名)

事務局 ; 安田所長、斉藤副参事、古城次長、香西課長主幹、潮見課長主幹
鳩課長主幹、山本主幹、光枝主任

【審議会会議内容】

- 1 開 会
- 2 会議の成立宣言
- 3 署名委員の指名
- 4 報告事項
(1) 「第 14 回審議会議事録の内容について」
- 5 審議事項
(1) 第 9 号議案「換地設計案に関する意見書の処理について」
- 6 閉 会

【議事】

(◎会長 ◎代 代理 ○委員 ●事務局)

1 ●： 開 会

2 会議の成立宣言

●： 本日の会議の出席者は9名でございますので、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして、会議は成立いたしますことを報告いたします。

◎： 本日の審議会でございますが、審議内容には個人情報が含まれた審議となるため、非公開としております。なお、非公開ではありますが、意見書提出者について、本人の意見を聞く場を設けることになっております。

3 署名委員の指名

◎： 本日の審議会議事録の署名委員でございますが、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程に基づき、本日の署名委員として鈴木委員と小林委員をお願いいたします。

4 報告事項（1）「第14回審議会議事録の内容について」

●： 審議会資料の7ページからが議事録となっております。議事録といたしまして、会議開催の年月日、時間、場所、出席者、欠席人数、審議会会議内容を取りまとめることとなっております。

次の9ページからが議事録でございますが、審議会の内容といたしましては、審議会会議内容の1及び2の開会から会議の成立宣言、3といたしまして署名委員の指名、4といたしまして報告事項（1）「第13回審議会会議録の内容について」、（2）「意見書の処理の仕方について」をまとめさせていただいております。26ページからは審議事項といたしまして、「第8号議案換地設計の軽微な変更の取り扱いについて」をまとめさせていただき、最後に、32ページにありますが、6といたしまして閉会がございます。

なお、署名委員からのご指摘はございませんでしたが、お手元の資料の方に署名委員の方3名の署名・押印していただいた資料は添付しておりません。本日付けで署名をいただきますので、次回の審議会の時に差し替えの提出をしてお渡しさせていただくように考えておりますので、よろしく申し上げます。以上、議事録に関する説明を終わらせていただきます。

◎： 議事録に関しまして、ご質問があれば簡単にお聞きしたいと思います。

○： 第14回審議会議事録の24、5ページということで、24ページの下から25ページにかけてなんですけど、不採択になった場合の意見書に対する審議会から付帯意見をつけさせていただければ誠心誠意調整というようなことを書いていますが、これ、いわゆる不採択ということになりますと、当然のことながら、相当数になると思うんですけども、いわゆる元々の認可のところの本人の同意を求めるという付帯条件がある以上、不

採択については、当然のことながら、不採択意見に関しましては全員に対して、そういう判断に至るまでの審議会の意見をつけることを要望いたします。この人はつける、この人はつけないという形でされるというものもどうかと思いますので。

- ◎： 他の委員さん、いかがでしょうか。
 - ： もう一度よく説明してください。今の質問、もう一回、私はちょっとわかりません。
 - ◎： ○委員、もう一度お願いできますかね。
 - ： 24、5ページですね。いわゆる不採択というのが相当増えるだろうということはわかるんですが、不採択の場合でも、もともと本人の同意を得ることということで、事業認可ですね。ですけど、それを無視した形で、このまま調整というのか、しませんというのでは。
 - ◎： それは小さいことなんで、審議会の・・・。
 - ： はい、そうです。それに対する、この審議会でのできるだけ調整に努めること等も不採択につけていただければそういうふうにしますという説明がありました。そうになると、この人は不採択になった意見を言い、この人にはというのでは公正・公平に欠けます。ということですので、不採択については、もともとのこの住民同意が得られるまでの調整に努めるというのを、ここの審議会として、全体に対してつけることを提案します。
 - ◎： はい、どうぞ。
 - ： まず、不採択のケースとして、換地に関する事項と換地に関しない事項と、これは分かれると思うんです。換地に関する事項が全て不採択の場合、意見をつけるべきかどうかについては、我々まだ意見書の内容を見てませんので、拝見してませんので、その協議するという内容を全部つけるかどうかについては、ちょっと今の段階では何とも言えませんが、換地に関する事項については、やはり今後とも、どういうんですか、今後の取り扱いについて色々協議させていただく、具体的には換地設計の軽微な変更についての協議ということになると思うんです。ただし、意見書を全部拝見してない現時点において、全部つけるべきかどうかというのは、私に限らず、どなたもわからないと思います。
- それから、もう一つ、換地に関する事項以外については意見のつけようがない。というのは、元々、我々審議会の権限外のことなんで、意見をつけるつけないの権限すらないのではないかというふうに思うんで、換地に関する事項と換地に関し、直接の、換地というと全部が入るんですけど、その換地設計についての事項とそれ以外の事項を分けて、換地設計に関する事項については、内容によって意見を、不採択の場合も意見をつける必要はない、そもそも我々の権限のないことについて意見をつけないというふうに私は思います。
- ◎： ありがとうございます。
- 他の皆さん、ご意見があったら。どうぞ。
- ： 私、何でこれをさせていただいた、最初に、何故かという、こんなことはもう決まっている、常識の問題だということをこの間も何度も話し合ったはずなんです。ですから、それでやっていきましょう。お願いします。
 - ◎： 他の委員さんご意見があったら、いかがでしょう。
- 今の○委員からのご意見、これにつきましては、まだ本当に意見書を見てないものです

から、全部つけるべきか、ケースバイケースで、これはつけてもいいけど、これはつけるべきでないという判断するのがいいのか、その辺だろうと私は思うんですが、いかがなものでございましょうか。

○： ですから、僕は常識の問題だと思うんです。どんどんどんそれですませていただいて大丈夫だと思うんですよ。だけど、当の本人がしっかりしなきゃあいけないんですよ。住民がね。当事者の方が。以上です。

◎： 事務局。

●： 事務局からちょっとご説明というんですか、お願いしたい旨がございまして。先ほど、○委員がおっしゃいました換地に関する事項で不採択になった場合ですけれども、事務局としては、基本的に全て付帯意見をつけていただけたらと思っております。その中で、できる限り調整を図ってまいります。これは100%皆様方のご意見を取り入れる場合もございましょうから、換地に関する事項については全て付帯意見をつけていただけたら、調整を事務局の方が図っていくというように考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎： わかりました。それじゃあ、この意見書の内容によって、審議会としてそれをつけるのがふさわしくないような意見書はないという判断でよろしいわけですね。

●： はい。

◎： はいはい、わかりました。

○： だから、それが全部とは、○委員のご質問の全てということだろうと思うんです。

◎： 換地に関する件ですよ、それは。はい、○委員、そうですね。

○： ○委員は全部法的に・・・。

◎： そりゃあ無理でしょう。

○： 無理な話にも・・・。

◎： 全然話にならんでしょう。

○： 話してないですからね。

◎： いやいや、その換地に関する件については・・・いいですけど・・・。

○： いや、だからそれ以外の・・・。

◎： それ以外のことじゃ、次から次へ・・・。

○： 私の誤解です。私の誤解です。

○： とにかく市役所の方は、つけていただけたら、逆につけなかったら、本人ですね。

◎： ほんなら、ほぼ100%。

○： いや、私の元々持論。

◎： そうですね。わかりました。それでは、そのようにさせていただきます。それでは、議事録に関するご意見につきましては、ただ今で終了させていただきます。それでは、続きまして会議次第5、審議事項「第9号議案換地設計案に関する意見書の処理について」がございまして。この件に関しまして事務局より提案説明をお願いします。

5 審議事項（1）第9号議案「換地設計案に関する意見書の処理について」

●： それでは、まず、諮問書を朗読させていただきます。

審議会資料35ページに出ています。

倉第399号、平成23年11月9日、岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地

区画整理審議会会長守谷 麗様

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業施行者倉敷市代表者倉敷市長伊東 香織

換地設計案に関する意見書の処理について（諮問）

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業の換地設計案を宅地所有者及び借地権者等に発表に供したところ、意見書が提出された。については貴会の意見を伺います。

- ： 続きまして、意見書の処理ということでご説明いたします。

意見書の処理のご説明の前に、前回の審議会におきまして、審議会委員の任期がどのようになっているのか今一度事務局の方で確認すべきとのことでありましたので、この件につきましてご報告させていただきます。

審議会委員の任期につきましては、土地区画整理法第58条第6項に、5年を超えない範囲内において施行規定で定めるとあり、倉敷駅周辺第二土地区画整理事業施行条例第9条で委員の任期は5年となっておりますが、この任期はいつからかということにつきましては、法ではどこにも定められておりません。そこで、土地区画整理法施行令第37条で、当選の効力は、立候補制の場合は施行令第35条第5項の公告があった日から生ずるとなっていますので、この場合、平成19年3月23日が公告の日当たることから、審議会委員の任期は平成19年3月23日から5年間の平成24年3月22日とした次第であります。

このことは施行令第35条第6項の当選人に通知しなければならないとのことから、3月23日付で当選通知書を皆様方に郵送しております。この文書の中に、任期は平成19年3月23日から平成24年3月22日の5年間という、そういうことを明記しておりますので、任期は平成24年3月22日までということになります。

一方、審議会委員の委嘱状には平成19年8月7日と記していますが、この書類には何ら法的根拠はなく、形式的に委嘱式をとり行う上で作成したものであり、委嘱式をとり行うための日程調整に日時を要したことから、結果的に8月7日にとり行ったということで、任期の開始日に誤解の生じるようなことになったことにつきましては深くおわび申し上げます。法的には当選通知書が有効であり、そこに明記しています任期であつてということですので、よろしく願いいたします。

- ◎： ありがとうございます。

- ： 続きまして、実際これから意見書一件一件処理、審議してまいります。今一度何点か確認しておきたい事項がございます。

まず1点目ですが、審議会委員の位置づけを確認いたします。審議会委員は、刑法第7条の公務に準ずる委員に該当いたしますので、公務員としての知りえた情報、個人情報等の守秘義務がございます。また、当然のことながら、収賄等による罰則もございません。この点をご理解の上、知りえた個人情報の取り扱いについては十分注意していただき、特に誰が賛成した、反対したとか、誰の意見が採択、不採択になったとかなどを口外しないよう注意していただきたいということがございます。

次に、前回の審議会で決まった審議の進行について確認いたします。意見書協議の進行をまとめた表をこれから配布いたしますので、しばらくお待ちください。

- ： それと、この間の審議会でご説明されたので、審議会議事録の何ページ以下にあるとい

うのを併せて説明していただいたらわかりやすいと思う。

- ： 前回の審議会の資料の20ページの下から8行目、事務局からご提案10項目ということで、1番、意見書のコピーを審議会委員に配布するというような順番を10項目書いております。この件についても、進行表を今お手元にお配りいたしました。

換地に関する事項がある場合の進行内容といたしましては、右側についております、これが前回の審議会でご確認いただいた内容と同一のものと考えております。

右側につきましては、換地に関する事項がない場合、もう審議会で審議する事項ではないということで、こちらにつきましては、コピーを配付した後に意見書提出者に入室していただき、この意見書をお受けした後、意見書の要旨を読み上げ、その見解を読み上げ、意見書の提出者は退室していただくというような形になっております。

その進行表に従いまして進行していただけたらと思っております。

つきましては、審議する事項は、換地設計案について意見または要望のある者は意見書を提出できるとなっておりますので、換地に関する意向のみが審議内容ということになります。

次に、再度意見書が不採択になった場合についてご説明いたします。

前回の審議会、第14回の審議会でご同意いただきました軽微な変更については施行者限りでできることになりまして、審議会では内容の調整を図る趣旨の付帯意見をつけていただきましたら、これに基づき、市の方で合意点を見出せるよう必ず調整をさせていただきます。ということにつきましては、先ほど審議会の方でご確認されておりますので、換地に関する事項については付帯意見がつくというふうにしております。

前置きが長くなりましたが、本日の意見書の処理は14件を予定しております。このうち、審議案件、換地に関する事項の意見書の処理は9通であります。

本日は、意見書提出者が審議会を聞くことができるということで、事前に時間配分をした中で、案内をしています。従いまして、審議時間を事前に通知しておりますので、換地に関する事項の審議時間約20分程度、換地に関する事項以外、その他の事項については約5分程度で進行していただければと思っております。

なお、こちらの方に来る来ないについてはご本人の自由でありますので、審議時間に来られていない場合につきましては、時間通りに審議を進行させていただきます。それでは、これより意見書のコピーの本日分を一括したファイルを配付いたします。

・・・ファイルを配布・・・

よろしいでしょうか。

まず、1ページには、先ほども申し上げましたとおり、本日の審議会を聞くことができる案内をした時間配分表があります。

始まりを1時半という予定で配分した中で皆様にご案内をいたしております。意見書提出者につきましては、この時間に来ています。余りお待たせすることのないよう、この時間、この割り当て時間にできる限り従って審議をお願いしたいと思っております。

次に、右側のインデックスには意見書番号を記入しています。数枚ある場合がございますので、ご注意ください。

なお、この意見書のコピーにつきましては、本日の審議会終了後に回収させていただきます。

ますので、よろしくお願ひいたします。

- ： 質問いいですか。
この時間配分表の中の1、2、6、8、10の所で色が違うのは何ですか。
- ： 会長、よろしいでしょうか。
- ◎： どうぞ。
- ： 網掛けにしている分につきましては、その他という事項でございます。換地に関する事項ではないというものにつきまして網掛けをさせていただいております。従いまして、先ほど換地に関する案件の審議が今回9通でございまして、3、4、5、7、9、11、12、13、14番の計9通ということになります。
これから意見書についてご説明してまいります、1時半を1番の方に案内しておりますので、後2分ほどございますので、少々待っていただけたらと思います。
- ： もう一ついいですか。
この今配られた資料には書き込みしてもいいんですか、いけないんですか。
- ◎： 事務局が後で回収。
- ： 後で回収いたしますので、できる限り書き込みはしないようお願いしたいんですが。
- ◎： はい、了解。
- ： 例えば、それはわかるんですけども、これが時間の差、理事会の・・・ああ、そうか、今日済んだら渡して回収するなら、この次はまた別の意見書の・・・
- ： 審議会ごとに新しく概要をコピーしてお渡しいたします。本日お配りしているのは本日分の14件のみでございます。

・・・以下、意見書番号1番から14番まで審議・・・（意見書審議所要時間
3時間32分）

- ◎： ありがとうございます。
それでは、長時間にわたりましてありがとうございます、審議会といたしましては、「不採択になったものの、できる限り市で調整を図ること」という付帯意見をつけさせていただきたいと思っております。
それと、答申書につきましては、本日を含めて計6日の審議となりますので、最終の11月25日に6日間の審議内容をまとめて答申するようにさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。
本日は長時間にわたりましてご熱心に審議をいただき、誠にありがとうございました。事務局、何かございましたら伝えてください。
- ： 事務局より提案事項がありますので、会長よろしいでしょうか。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 前回、第14回の審議会、審議会委員ご本人さんが提出された意見書の審議の際には退席いただくように審議会にて決定しております。
この度の提案は、審議会委員の親族、母親から提出された意見書の審議の際、代表する審議会委員の取り扱いをどのようにすべきかという提案事項でございます。この件に関しましては、本日ではなく、次回の審議会の意見書終了後に審議会に市の見解を示した上で審議していただきたいと思いますと考えております。ですから、次回の審議会にてこのような案

件を提案させていただきたい、最後に提案させていただきたいという事前報告でございます。以上でございます。

- ◎： わかりました。それでは、それまでに委員の皆様が検討しておいてくれ、こういうこと言われよんですね。
- ： はい、そうです。よろしく願いいたします。
- ◎： そういうことですね。わかりました。
- ： それはあれでしょう。委員本人については、委員さん本人については既に決まっている。問題は、他の親族について、改めて議会閉会後に議論してほしいということですか。
- ： はい、そうでございます。
- ◎： それで、それについて、法的なこと、関わることがあるのかなと僕は思うんですけど、ちょっと私、法律は素人なものですからわからないんですけども。
- ： ないと思いますけどね。
- ◎： ええ。
- ： 守秘義務と公正・公平というのは、大原則は確保するという前提があるんですから。
- ： 行政委員についての規定はないと思うんです。ただ、例えば、民事訴訟法とか刑事訴訟法とか、民事裁判、刑事裁判においては、除斥、忌避、回避という要望はあります。だから、それを審議会での程度当てはめて考えるかという問題。一切無視すればいいという意見もあるでしょうし、法の趣旨は共通だということ。だから、はっきり言って、私も何回も引き合いに出して悪いけども、これは除斥、忌避、回避の回避ってというのは自分から避けますということであって、ただそうかといって、何回も同じことを言いますが、最高裁長官の・・・ですね、■■県選挙管理委員長の兄さんだからこれは回避したんです、選挙経費について。これについては回避なんで、自分からの・・・ということなんで。それから、除斥事由っていうのは、これは余りありません。実際は忌避の問題なんで、そこら辺も含めて、次回に見解、あくまでも一つの見解で、決めるのはここですから、見解を示されるということでもいいんじゃないでしょうか。
- ◎： わかりました。
- それと、当事者の人格ということも関わってくると思いますしね。それはまた次回にご協議をお願いしたいと思います。
- それでは、本日はありがとうございました。
- ： 会長、今後の予定に関してですけども。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 長時間にわたりご審議ありがとうございました。付帯意見に従いまして、できる限り市の方で調整を図ってまいりたいことにいたします。
- 次回、15回の審議会でございますけれども、継続審議でございますが、同様な形式で、11月17日木曜日1時から6時まで、約5時間、そういうことで、19通の意見書の審議を行っていただくように考えておりますので、また長時間にわたりますが、よろしく願いいたします。
- 今後の予定につきましては以上でございます。
- ◎： ありがとうございました。

6 閉 会

第 15 回 (第一日目)

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議
会会議規程第8条の規程により署名する。

平成23年11月14日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会 長 守 谷 麗 

委 員 小 林 朋 

委 員 鈴 木 幸 雄 

第 15 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

(第 2 日目)

議事 (要旨)

日時：平成 23 年 11 月 17 日 (木)

13:00～17:24

場所：倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内

2階 会議室

第 15 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録（第 2 日目）

平成 23 年 11 月 17 日（木）

13:00～17:24

於 倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内
2 階 会議室

【出席者】

委員 ; 守谷会長、陶浪委員、小野委員、(有)津島、鈴木委員、
ジェム(有)、土倉委員、小林委員、(有)三和硝子工業所
(欠員:1名)

事務局 ; 安田所長、斉藤副参事、古城次長、香西課長主幹、潮見課長主幹
鳩課長主幹、山本主幹、光枝主任

【審議会会議内容】

- 1 開 会
- 2 会議の成立宣言
- 3 署名委員の指名
- 4 審議事項
(1) 第 9 号議案「換地設計案に関する意見書の処理について」
- 5 閉 会

【議事】

(◎会長 ◎代 代理 ○委員 ●事務局)

1 ●： 開 会

2 会議の成立宣言

●： 本日の会議の出席者は9名でございますので、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして、会議は成立いたしますことを報告いたします。

◎： 本日の審議会でございますが、審議内容には個人情報が含まれた審議となるため、非公開としております。なお、非公開ではありますが、意見書提出者について本人の審議を聞く場を設けることにいたしております。

3 署名委員の指名

◎： 本日の審議会議事録の署名委員でございますが、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程に基づき、本日の署名委員として有限会社三和硝子工業所竹原委員と陶浪委員をお願いいたします。

4 審議事項（1）第9号議案「換地設計案に関する意見書の処理について」

◎： 前回からの継続審議でございますが、この件に関しまして、事務局より提案説明をお願いします。

●： 前回に引き続きまして、意見書の処理につきましてご説明させていただきます。本日の意見書の処理は、19通でございます。そのうち、換地に関する事項、審議案件につきましては、9通でございます。これより前回同様、意見書のコピーの本日分を全て一括したファイルを配付いたします。

・・・ファイルを配布・・・

まず、1ページ目には、本日の審議会を聞くことができる案内をした時間配分表があります。意見書提出者は、この時間に来られております。余りお待たせすることのないよう、この時間、この割り当て時間にできる限り従っての進行をお願いしたいと思っております。

次に、右側のインデックスには意見書番号を記入しております。複数ある場合もございませのでご注意ください。本日は、意見書番号の15番からということになっております。なお、このファイルにつきましては、本日の審議会終了後に回収させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本日の会議時間は、お手元の時間配分表から午後1時10分からを予定しておりますので、少々待っていただけたらと思います。

・・・以下、意見書番号15番から33番まで審議・・・（意見書審議所要時間
4時間15分）

- ◎： ありがとうございます。
- それでは、審議会といたしましては、不採択になった案件でございますが、「市でできるだけ調整を図っていただく」ということで、付帯意見をつけさせていただきますので、ひとつよろしく願いをいたします。
- それで、答申につきましては、前回もお伝えしましたが、最終の11月25日に6日間の審議内容をまとめて答申するようにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。
- 非常に長時間でございましたが、以上で本日の審議事項は終わりいたします。
- 事務局より前回の審議会において提案事項があるということでしたが、説明をお願いをします。
- ： 前回、14回の審議会で審議会委員本人が提出した意見書の審議の際には退席していただくように審議会で決定しております。
- この度の提案は、前回お話ししましたが、審議会委員の親族、母親から提出された意見書の審議の際、代表する審議会委員の取り扱いをどのようにすべきかという提案でございます。
- 事務局といたしましても、市内部の関係部署等協議してまいりました。その結果から申し上げますと、市の方針といたしましては、審議会委員ご本人が提出した意見書の場合の取り扱いと同様に、審議の際には、退席していただくということでご提案させていただき、審議会の判断を仰ぎたいということでございます。
- その主な理由といたしましては、母親と審議会委員本人が別々の宅地を所有しているのであれば、さらに精査する必要があると考えますが、この度のケースでは、3筆ある宅地を母親と審議会委員当人と他2名での共有名義となっておりますので、当然、意見書についてもこの宅地についての意見となることから、審議会委員当人にはその所有権がありますので、その審議に関わるべきではないと判断いたします。
- また、母親の意見書の中で、換地に関する意見と審議会委員当人が提出しております意見書の中で、換地に関する意見はほぼ同様の内容となっております。
- このような観点から判断し、先ほどの取り扱いでお願いしたいということであります。
- この点につきましても、ご審議のほど、会長、よろしく願いいたします。
- ◎： わかりました。市からただ今説明がありましたように、提案がございました。委員さんのご意見をちょうだいしたいと思います。
- どうぞ、よろしく願いします。
- はい、どうぞ。
- ： 共有名義の場合には、こういうことは起こりえるわけで、今の具体的な・・・。
- ◎： 起こりえますね。
- ： 今の数字を追っておりますと、我が家のことなんですね。特定はされてませんでしたけど。
- ◎： ああ、そうですね。
- ： ええ、そうやって、ねっとりしたような形の意見提案はいかがなものかと思えますね。
- ◎： どうぞ。

- ： 私は、共有名義だとかなんとかいうよりも、もう一つ前に、希望とすれば、何て言うのか、回避事案だというふうに、共有かどうかというもう一つ前に、回避事案だというふうに考えておったら、回避っていうのは、自分から退くわけで、本人が回避しませんって言うたら・・・。
- ： それで、その件以外についてね。
- ： それじゃから、私は強く回避されることを希望します。
- ： じゃあ、次のところへ。2番目に。
- ◎： どうぞ。
- ： 回避しなきゃいけないような形での法定の除外理由がありますか、今の土地区画整理法の観点、法令において・・・私も大分読んだんですけど、どうもないんです。
- ： 土地区画整理法に規定があるから回避すべきかどうかという議論ではなしに、例えば、失礼な言い方だけど、公正を疑われるような、受身ですから、疑われるようなおそれがある場合は、それぞれ裁判官であろうと、行政委員であろうと、行政委員というのは、具体的には指導員とか、県の人事委員とか、市の公平委員とか、あるいは県、市の選管の委員とか、こういう場合は、条文にないからいいっていうんじゃないし、やはり自ら回避されることを強く希望します。何回も同じことばかり言いますが、例えば、はっきり言って、■■■県の選挙管理委員会が当事者の事案の場合、これが実兄なんですけど、委員長が、実兄個人の事件なら当然ですが、■■■県選挙管理委員会のたまたま代表者が実兄だった、最高裁長官と、ということでも最高裁長官が外れてる。これは、私は法律上の規定じゃないと思う。自分の判断だと。個人なら・・・■■■県の選挙管理委員会が当事者、それでたまたま委員長が最高裁長官の実兄だただけの話。それでも、最高裁長官は回避してる。
- ◎： ああ、回避された。
- ： ええ。これは新聞にも出てましたけどね。というふうに、やはり規定がなかったらいいというよりも、回避という言葉は自主的な判断なので、そういうふうに強く希望するということです。
- ◎： 他の委員さん、何かご意見があればちょうだいします。
- ： 現実的には、今日まで不採択■■■%でしょう。
- ◎： はい。
- ： だから別に出ても出なくても、自分が回避してもしなくても、結論は同じように持っていくんだろうと思いますけどね。
- ◎： いや、それは、それとはまた別の話で、出られてるからどうか、出られてないからどうかということじゃあ、僕は、そういうことがあったらいけないと思いますし、やはり審議会の品位と云ったら語弊がありますが、それを考えた場合に、○委員の発言は非常に参考になるなあと思えます。
- ： 形式的公正さです。実質的な公正さ・・・全くの形式的な公正さ。
- ： 私が言うのは実質的な分。そういう結論しかないだろうなあ。
- ： 私が言うのは、形式的な公正さ。
- ◎： だから、第二土地区画整理審議会としての、品位と云ったら語弊があるけど。
- ： 品位というのはちょっと違うと思う。
- ◎： それは違うかもわからないけど、やはり僕はそうあってほしいなと思えますが、皆さ

ん方のご意見によって決定されるのが一番いいと思いますから、いかがですか。

- ： 厳密にいかにかあ、決定ということになると、大げさに言えば、我が家の人権を他人が決めたことになるよね。そこまで言ってほしくないというのが・・・。
- ： それは審議会の判断に任す件なんですけど、これ、採決の問題なんじゃろうかなあ。
- ◎： それ、ないと思います。
- ： えっ。
- ◎： だから、決めるべきか、決めんべきかという・・・。
- ： そこまで落とすべきものじゃあないというところよね。
- ： 採決の問題じゃあないと思います。
- ◎： 僕もそう思います。
- ： 私はね、色んな今までの色んな経過、話からみてたらね、わかって言ってるんだけど。
- ： ○委員、自分で判断されたら。
- ◎： うん、そりゃあそうじゃ。
- ： そうほうがいい。
- ◎： そう。
- ： それで、会長、いい。ちょっと1点だけね。
- ◎： はい。
- ： 盛んにこの中へ出てくるんで、これ、市の意見といっても市の職員じゃ、所長が一番偉い人なんじゃ。所長の意見をお伺いしたい。何かと言うと、岡山県南広域都市計画土地区画整理事業（倉敷市の決定についての答申）、ここに付帯意見として、その前に全部読んだ方が公正よね。平成11年2月10日付、都計第730号により、本審議会に付議されたこのことについては、平成11年2月23日、原案通り議決されました。なお、答申に当たっては、下記の付帯意見を付します。
付帯意見。この度の岡山県都市計画地方審議会において、倉敷駅周辺第二土地区画整理事業の施行区域が承認されたものの、今後とも倉敷市当局の責任において意見書提出者との話し合いを速やかに誠意を持って行っていくとともに、事業計画の策定に当たっては、地元関係者との合意を十分得ること。これが、意見書の中へ出てる都市計画区画整理何とかかんとかの付帯意見。
これが、平成11年2月23日なんですよ。
それから、所長に質問したいのは、その次に、平成14年4月30日に岡山県知事石井正弘知事の名前で、平成14年4月17日付、倉開第9号で申請のあった岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業の事業計画において定める設計の概要については、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第52条第1項の規定により認可します。これが、14年4月30日なんで、前のが答申、後のが認可なんで、盛んにこの意見書の中へ出てくるんで、その辺について所長は、今日来とられる事務局じゃあ一番偉いんで、どういうふうにこの関係を考えとられるかということ。
- ： ○委員からの問い合わせについてご説明いたします。
市としましては、といいますか、皆さんの多くの意見書の中にそれに対すること、付帯意見が守られてないというような、平たく言えば、そんな感じのことがあろうかと思うんですけど、今の区画整理、駅周辺第二土地区画整理事業につきましては、平成4年、

5年の頃から事業計画案を色々計画説明やら、調査やらさせていただいて、それで関係権利者の方々とも第二の区域決定をする・平成11年の時まで色んな説明をしてきた中で、反対意見も多数ございました。そういった中で、その付帯意見が区域決定の、都市計画審議会での区域決定に対する付帯意見がついたと。この後、市としては付帯意見があったということもありまして、関係権利者の方々とも、もう、どういうんですか、戸別訪問やら、理解が得られるように啓発のビデオとか、また説明会を開催するであるとかといったようなことについて、色々説明会、それから意見調整の場を設けてまいりました。そういった中で、減歩緩和措置であるとか、小宅地の救済方法もあわせて説明し、先ほど申し上げた14年の事業計画の認可が得られたと。それに対して、その後も市長との対話集会を開催するとともに、そのオープンハウスをつくったりしながら、現実的な減歩緩和措置を図ったり、基礎控除方式を取り入れたりというようなことで、皆さん、権利者の方と調整を図っていったというようなことで、現時点でといいますか、その後、平成21年2月、審議会で換地設計案を発表に至ったということをしていただいています。それまでには、こういったことで、かなりの方にご理解をいただけとったというふうに判断しています。それで、そういった中、一部の権利者の方から、いやいや、まだそういった意味では調整が図れてないよといったような意味もあるというふうな意見に対して、現在、今年の本年度当初までそういったことでの意見書、またその後もずっと調整はさせていただいているのですが、今の意見が出てくるのも換地設計案を供覧といったようなことで、権利者の方々にお知らせしたら、また、新たな思いが出てきたというようなのが事実なのかなあと。ただ、いずれにしましても、この審議会といえますか、今の換地設計案を皆さんにお示しいただいて出てきた意見、それに対しての今後の調整といったような中で、またご理解がいただけることも多々出てこようかと思っております。それには、先ほど来、審議案件ではないと言いながら、事務局の方へしっかり調整に回ってほしいといったようなご意見というか、発言をいただいておりますので、それはそれとして受けとめさせていただき、また、今回の意見の中でも、換地設計に関する以外のことも述べていただいて結構ですよ。それが皆さんの思いのどこら辺にあるかっていうのを市といいますか、事務局としてもとらえて、そこら辺は、どういうんですか、今後の参考にさせていただくためにご意見を伺つとるといったような状況でございます。それから、○委員が言われる、付帯意見をどのようにとらえるかということにつきましては、今申し上げたようなことで答えになっているのか、ちょっと、11年から14年の間の出来事ってというようなのは、本当に並々ならぬ説明を権利者にはしておろうかと思えます。

- ： だから、法的な性格というて言われれば身もふたもないんで、そうじゃなしに、その間、どういうふうな、これだけ出てくるのだから、どういうことなんかなあということ質問なんです。
- ◎： はい、はい。
- ： 法的なことでも。それ言ってしまったら、もう身もふたもない。
- ◎： そう、そう。
- ： けども、まあ、ただ。
- ： 前提となったのは、時間軸の前になつとるのが大前提ですからね。それを途中で消えてしまうんだということは言えないよね。

- ： それは、法的な問題だというけどね。
- ： 先ほど、○委員が言われるように、法的なというような観点に立つと、今の11年の区域決定に関する付帯意見は、事業計画の決定に当たってとって、前置きがついてると言ったらおかしいんですけど、だから、平成14年の事業計画の決定に当たってというようなことで、市としても先ほど申し上げたような格好で訪問から、全体の事業の説明会というようなのを、それからまた啓発用のビデオやら、広報なども含めやらせてもらったがために、県としても事業認可の時、事業計画の決定というときにはそういった意見がなかったのかなあと判断してます。ただ、いずれにしても、それをないがしろにするわけにもいきませんし、市としてもそれに重きを置かせていただいとるというようなことで、今後も、今申し上げたようなことを平成14年以降も進めてきているというのが実情でございます。
- ◎： それも付帯・・・。
- ： すみません。それを勉強をしようということだったわけです。また、今日・・・。
- ◎： そう、そう。
- ： 事業計画の策定に当たって合意を得なさいと、こうなってるわね。事業計画の策定に当たっての合意をなしのまま、今まで引っ張ってきましたね。このことは事実として残ってますね。それからもう一つ、2つ目、これ、審議会の・・・私が議事録にも残ってますけども、これを全員、審議員、内容を提起してくれということで、一端、それを言いませんというような委員の意見です。それが実行されてません。しかし、11月16日になぜ、○委員だけにこういうふうな写しが行って、我々にはきてない。それこそ審議員に公正に情報が来られてない。その点についてはどう思われますか。もしここで、現実配られているのが事実でしょうから、あて名がそうなりますから、こちらの開発事務所の方から○委員に。我々にも同じ内容をください。
- ： はい、わかりました。
次回までに・・・させていただきます。
- ◎： はい、わかりました。それでは、例の審議会委員の事務局から提出されてる件の云々の件につきましては、ここで決をとるんじやなしに、○委員の・・・該当者の判断に任せるといふことでよろしゅうございましょうか。
- ： それでいこう。
- ◎： はい。それで決定させていただきます。
本日は長時間ありがとうございました。
事務局、今後の予定について。
- ： はい。今後の予定につきましてご説明いたします。
長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございました。
第15回の来週の審議会終了後、予定では11月25日の審議会終了後、付帯意見の「不採択になったものの、できる限り調整を図ること」にのっとり、換地に関する事項・・・意見書の調整を図ってまいります。その調整については、実際調整した後、審議会に報告させていただくように考えております。
次回、15回の継続審議会は、同様の形式で、来週の月曜日、11月21日月曜日13時から18時までの予定で、17通の意見書の処理を行っていただくように考えておりますので、よろしく願いいたします。

今後の予定につきましては、以上でございます。

◎： では、どうも、ご意見ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

5 閉 会

第 15 回 (第二日目)

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
会会議規程第8条の規程により署名する。

平成23年11月17日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会 長 寺 谷 麗 

委 員 陶 浪 保 夫 

委 員 (有)三和硝子工業所
代表取締役
竹原良枝 

第 15 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

(第 3 日目)

議事 (要旨)

日時：平成 23 年 11 月 21 日 (月)

13:00～17:53

場所：倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内

2階 会議室

第 15 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録（第 3 日目）

平成 23 年 11 月 21 日（月）

13:00～17:53

於 倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内
2階 会議室

【出席者】

委員 ; 守谷会長、陶浪委員、小野委員、鈴木委員、ジェム（有）、
土倉委員、小林委員、（有）三和硝子工業所
（欠席：1名、欠員：1名）

事務局 ; 安田所長、斉藤副参事、古城次長、香西課長主幹、潮見課長主幹
鳩課長主幹、山本主幹、光枝主任

【審議会会議内容】

- 1 開 会
- 2 会議の成立宣言
- 3 署名委員の指名
- 4 審議事項
（1）第 9 号議案「換地設計案に関する意見書の処理について」
- 5 閉 会

【議事】

(◎会長 ◎代 代理 ○委員 ●事務局)

1 ●： 開 会

2 会議の成立宣言

●： 本日の会議の出席者は8名でございますので、土地区画整理法第6条第3項の規定によりまして、会議は成立いたしますことを報告いたします。

◎： 本日の審議会でございますが、審議内容には個人情報が含まれた審議となるため、非公開としております。なお、非公開ではありますが、意見書提出者について、本人の審議を聞く場を設けることになっております。

3 署名委員の指名

◎： 本日の審議会議事録の署名委員でございますが、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程に基づき、本日の署名委員として逸見委員と鈴木委員をお願いいたします。

4 審議事項（1）第9号議案「換地設計案に関する意見書の処理について」

◎： 前回からの継続審議でございますが、この件に関しまして、事務局より提案説明をお願いいたします。

●： 前回に引き続きまして、意見書の審議でご説明いたします。

本日の意見書の処理は、17通でございます。そのうち、換地に関する事項、審議案件は、10通でございます。これより前回同様、意見書のコピーの本日分を全て一括したファイルを配付いたします。

・・・ファイルを配布・・・

まず、1ページには、本日の審議会を聞くことができる案内をした時間配分表がございます。意見書提出者は、この時間に来られております。余りお待たせすることのないよう、この時間、この割り当て時間にできる限り従っての進行をお願いいたします。

次に、右側のインデックスには意見書番号を記入しております。複数ある場合もございますのでご注意ください。なお、この意見書の配付につきましては、本日の審議会終了後に回収させていただきます。

本日の開始時間は、お手元の時間配分表に書いておりますとおり午後1時10分からを予定しておりますので、あと5分少々ございますが、意見書の方をご覧になってお待ちください。

・・・以下、意見書番号34番から50番まで審議・・・（意見書審議所要時間
4時間41分）

◎： 本日は長々のご審議をいただきましてありがとうございます。

未決定の意見書につきましては、25日、最終日ですか、協議させていただくというこ

とで進めさせていただきたいと思います。

それから、換地設計案に関する意見書のうち、不採択になった意見書の全てについてできるだけ・調整を図ることという付帯意見をつけさせていただきます。答申書につきましては、前回もお伝えしましたが、最終の11月25日に6日間の審議内容をまとめて答申するようにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

非常に長い時間にわたりまして熱心にご審議いただき、ありがとうございました。

今後の予定について、事務局、お願いします。

- ： 長時間にわたりご審議ありがとうございました。本日予定しておりました意見書でございますが、2件追加審議ということで、先ほど会長からもご発言ありましたように、11月25日、最終の審議会終了後にこの2件についてはまたご説明させていただき、審議していただきたいと思っております。

次回15回の審議会、継続審議は明日同様の形で1時から6時までという予定で、17通の意見書の審議を行っていただくように考えておりますので、よろしく願いいたします。

今後の予定につきまして以上です。

- ◎： ありがとうございました。
それでは、以上で第15回倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の第3日目を閉会させていただきます。長時間ありがとうございました。

5 閉 会

第 15 回 (第三日目)

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議
会会議規程第8条の規程により署名する。

平成23年11月21日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会 長 守谷 麗 

委 員 シエラ (有) 

委 員 鈴木幸雄 

第 15 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

(第4日目)

議事 (要旨)

日時：平成23年 11月22日 (火)

13:00～17:45

場所：倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内

2階 会議室

第 15 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録（第 4 日目）

平成 23 年 11 月 22 日（火）

13:00～17:45

於 倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内
2階 会議室

【出席者】

委員 ; 守谷会長、陶浪委員、小野委員、(有)津島、鈴木委員、
ジェム(有)、土倉委員、(有)三和硝子工業所
(欠席:1名、欠員:1名)

事務局 ; 安田所長、斉藤副参事、古城次長、香西課長主幹、潮見課長主幹
鳩課長主幹、山本主幹、光枝主任

【審議会会議内容】

- 1 開 会
- 2 会議の成立宣言
- 3 署名委員の指名
- 4 審議事項
(1) 第 9 号議案「換地設計案に関する意見書の処理について」
- 5 閉 会

【議事】

(◎会長 ◎代 代理 ○委員 ●事務局)

1 ●： 開 会

2 会議の成立宣言

●： 本日の会議の出席者は8名でございますので、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして、会議は成立いたしますことを報告いたします。

◎： 本日の審議会でございますが、審議内容には個人情報が含まれた審議となるため、非公開としております。なお、非公開ではありますが、意見書提出者について本人の審議を聞く場を設けることになっております。

3 署名委員の指名

◎： 本日の審議会議事録の署名委員でございますが、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程に基づき、本日の署名委員として小野委員と津島委員をお願いいたします。

4 審議事項（1）第9号議案「換地設計案に関する意見書の処理について」

◎： 前回からの継続審議でございますが、この件に関しまして、事務局より提案説明をお願いします。

●： 前回に引き続き意見書の処理につきましてご説明させていただきます。本日の意見書の処理は、17通でございます。そのうち、換地に関する事項、審議案件は10通でございます。これより前回同様、意見書のコピーの本日分を全て一括配付させていただきます。

・・・ファイルを配布・・・

まず、1ページ目には、本日の審議会を聞くことができる案内をした時間配分表があります。意見書の提出者には、この時間に来られておりますので、余り待たせることのないよう、この時間、この割り当て時間にできる限り従って進行をお願いしたいと思います。

次に、右側のインデックスには意見書番号を記入しております。数枚ある場合もございませぬのでご注意ください。なお、意見書のコピーにつきましては、本日の審議会終了後に回収させていただきます。

本日の開始時間は、お手元の時間配分表から午後1時10分からを予定しております。少々時間がございませぬが、意見書の方をご覧になってください。

・・・以下、意見書番号51番から67番まで審議・・・（意見書審議所要時間
4時間21分）

◎： ありがとうございます。

本日の審議は以上でございますけれども、この本日1件採択、不採択が決定してないのが

ございました。これは25日でしたかね、事務局。

●： はい、25日です。

◎： 25日に協議をさせていただくということになろうかと思えます。

それから、換地設計案に関する意見書のうち不採択になった意見書の全てについてできるだけ市で調整を図ることという付帯意見をつけさせていただきます。

それから、答申書につきましては、前回もお伝えしましたが、最終日の11月25日に6日間の審議内容をまとめて答申するようにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

非常に長時間お疲れでございました。

以上で本日の審議事項は終わりとなります。

今後の予定等について事務局説明をお願いいたします。

●： 長時間にわたりご審議ありがとうございました。

本日予定しておりました意見書でございますが、1件再審議ということになりました。

先ほど会長言われましたとおり、最終の11月25日の審議会終了後にもう一度再審議ということをお願いしたいと思っております。

次回、15回の継続審議会は同様の形式で明後日、24日木曜日、1時から6時までの予定で26通の意見書の処理を行っていただくように考えております。

○： 20何通。

●： 26通。ただ、この審議案件としては6通でございます。

○： その他が多いんだ。

●： その他が多いということです。

◎： わかりました。

●： 今後の予定としましては以上です。

後ほど、意見書のコピーについては回収させていただきます。よろしく申し上げます。

◎： ありがとうございました。

以上で第15回倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の第4日目を閉会させていただきます。ありがとうございました。

5 閉 会

第 15 回 (第四日目)

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議
会会議規程第8条の規程により署名する。

平成23年11月22日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会 長 守谷 麗 

委 員 有限会社 津島 
取締役 津島 幸子

委 員 小野 質 

第 15 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

(第 5 日目)

議事 (要旨)

日時：平成 23 年 11 月 24 日 (木)

13:00～17:16

場所：倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内

2階 会議室

第 15 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録（第 5 日目）

平成 23 年 11 月 24 日（木）

13:00～17:16

於 倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内
2階 会議室

【出席者】

委員 ; 守谷会長、陶浪委員、小野委員、(有)津島、鈴木委員、
ジェム(有)、土倉委員、小林委員、(有)三和硝子工業所
(欠員:1名)

事務局 ; 安田所長、斉藤副参事、古城次長、香西課長主幹、潮見課長主幹
鳩課長主幹、山本主幹、光枝主任

【審議会会議内容】

- 1 開 会
- 2 会議の成立宣言
- 3 署名委員の指名
- 4 審議事項
(1) 第 9 号議案「換地設計案に関する意見書の処理について」
- 5 閉 会

【議事】

(◎会長 ◎代 代理 ○委員 ●事務局)

1 ●： 開 会

2 会議の成立宣言

●： 本日の会議の出席者は9名でございますので、土地区画整理法第6条第3項の規定によりまして、会議は成立いたしますことを報告いたします。

◎： 本日の審議会でございますが、審議内容には、個人情報が含まれた審議となるため、非公開としております。なお、非公開ではありますが、意見書提出者について、本人の審議を聞く場を設けることになっております。

3 署名委員の指名

◎： 本日の審議会議事録の署名委員でございますが、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程に基づき、本日の署名委員として土倉委員と小林委員をお願いいたします。

4 審議事項（1）第9号議案「換地設計案に関する意見書の処理について」

◎： 前回からの継続審議でございますが、この件に関しまして、事務局より提案説明をお願いします。

●： 前回に引き続きまして、意見書の処理につきましてご説明させていただきます。本日の意見書の処理は、26通でございます。そのうち、換地に関する事項、審議案件は6通でございます。これより前回同様、意見書のコピーの本日分を全て一括して配付いたします。

・・・ファイルの配布・・・

まず、1ページ目には、本日聞くことができる案内をした時間配分表がございます。意見書提出者は、その時間に來られております。余りお待たせすることのないよう、この時間、この割り当て時間にできるだけ従って進行願いたいと思っております。

次に、右側にインデックスを張っていますが、こちらに意見書番号を記入しております。複数枚ある場合がございますのでご注意ください。なお、意見書のコピーにつきましては、本日の審議会終了後に回収させていただきます。

本日の会議時間は、お手元の時間配分表から午後1時10分からを予定しておりますので、少々待っていただけたらと思います。

・・・以下、意見書番号68番から95番まで審議（87・88番は25日に）・・・
(意見書審議所要時間4時間6分)

◎： ありがとうございました。

それでは、本日の審議会で不採択になったものの全てについて、できる限り市で調整を図ることという付帯意見をつけさせていただきます。

答申書につきましては、前回もお伝えしましたが、最終の11月25日に6日間の審議内容をまとめて答申するようにさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

非常に長時間でございましたが、以上で本日の審議事項は終わりとなります。

今後の予定等について、事務局説明をお願いいたします。

●： 長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございました。

第15回の最終の審議会終了後、予定では11月25日、明日の審議会終了後、付帯意見の不採択になったものの、できる限り市で調整を図ることにのっとり、換地に関する事項を記載している意見書の調整を図ってまいります。その調整については、実際調整した後、審議会に報告させていただくように考えております。

次回、15回の継続審議会は、同様の形式で、明日25日金曜日1時から6時までの予定で、19通の意見書の処理を行っていただくように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

19通の中の審議案件といたしましては、6通ということをお願いしたいと思っております。ただ、再審議案件、前回、前々回、再審議案件が3件残っております。この審議、予定しております19の意見書の処理後に再審議案件3件のご審議をお願いしたいというように考えております。

今後の予定につきましては、以上でございます。

◎： ありがとうございます。

以上で第15回倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の第5日目を閉会させていただきます。長時間お疲れさまでございました。ありがとうございました。

5 閉 会

第 15 回 (第五日目)

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
会議規程第8条の規程により署名する。

平成23年11月24日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会 長 守 谷 麗 

委 員 小 林 朋 

委 員 土 倉 一 馬 

第 15 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

(第6日目)

議事 (要旨)

日時：平成23年 11月25日 (金)

13:00～18:03

場所：倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内

2階 会議室

第 15 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録（第 6 日目）

平成 23 年 11 月 25 日（金）

13:00～18:03

於 倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内
2階 会議室

【出席者】

委員 ; 守谷会長、陶浪委員、小野委員、(有)津島、鈴木委員、
ジェム(有)、土倉委員、小林委員、(有)三和硝子工業所
(欠員:1名)

事務局 ; 安田所長、斉藤副参事、古城次長、香西課長主幹、潮見課長主幹
鳩課長主幹、山本主幹、光枝主任

【審議会会議内容】

- 1 開 会
- 2 会議の成立宣言
- 3 署名委員の指名
- 4 審議事項
(1) 第 9 号議案「換地設計案に関する意見書の処理について」
- 5 閉 会

【議事】

(◎会長 ◎代 代理 ○委員 ●事務局)

1 ●： 開 会

2 会議の成立宣言

●： 本日の会議の出席者は9名でございますので、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして、会議は成立いたしますことを報告いたします。

◎： 本日の審議会でございますが、審議内容には、個人情報が含まれた審議となるため、非公開としております。なお、非公開であります、意見書提出者について本人の審議を聞く場を設けることになっております。

3 署名委員の指名

◎： 本日の審議会議事録の署名委員でございますが、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程に基づき、本日の署名委員として有限会社三和硝子工業所竹原委員と陶浪委員をお願いいたします。

4 審議事項（1）第9号議案「換地設計案に関する意見書の処理について」

◎： 前回からの継続審議でございますが、この件に関しまして、事務局より提案説明をお願いします。

●： 前回に引き続きまして、意見書の処理につきましてご説明させていただきます。予定では、本日が最終日ということになっております。本日の意見書の処理は、19通でございます。そのうち、換地に関する事項、審議案件は6通でございます。この審議終了後に3日目、4日目に再審議となりました意見書番号39番、43番、51番をご審議をお願いするようになります。それでは、前回同様、意見書のコピーの本日分を全て一括したファイルを配付いたします。

・・・ファイルを配布・・・

まず、1ページ目には、本日の審議会を聞くことができる案内をした時間配分表がございます。意見書提出者には、この時間に来られておりますので、余りお待たせすることがないように、この時間、この割り当て時間でできる限り従って進行をお願いしたいと思っております。

次に、右側のインデックスにつきましては、意見書番号を記入しております。数枚ある場合がございますので、注意してください。再審議案件は、最後に意見書番号を書いて添付しております。この再審議には、ご本人は来られませんので、時間配分表にはあえて時間は記入しておりません。なお、意見書のコピーにつきましては、本日の審議会終了後に回収させていただきます。

・・・以下、意見書番号98番から114番まで審議（87番、88番を含む）・・・

(意見書審議所要時間 4 時間 5 1 分)

- ◎： ありがとうございます。
- 以上で意見書の審議、全て終了させていただきました。審議会として、不採択になったものの、できる限り市で調整を図ることという付帯意見をつけさせていただきます。それでは6日間の審議内容をまとめて答申したいと思いますので、事務局により、どうぞ。
- ： ありがとうございます。
- それでは、答申書を配布させていただきます。よろしくお願ひします。
- ◎： これは私が朗読すればいいんですか。
- ： これは、事務局がやるんです。
- ： それでは、朗読させていただきます。
- 平成23年11月25日、岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業
施行者 倉敷市代表者 倉敷市長 伊東 香織様。岡山県南広域都市計画事業倉敷周辺
第二土地区画整理審議会会長 守谷 麗。
- 換地設計案に関する意見書の処理について
- 答申
- 平成23年11月9日付け、第9号議案「換地設計案に関する意見書の処理について」
は、市見解のとおり、全て不採択とする。なお、答申に当たっては、下記の付帯意見を
付ける。
- 付帯意見
- 換地に関する事項で不採択になったものについては、できる限り市で調整を図ること。
以上です。よろしくお願ひいたします。
- ◎： わかりました。それでは、これでよろしゅうございますでしょうか。
- ： 異議あり。いいですか、異議ありと言ったんですけど。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： はい。元々合意ができるというか、合意をしてから、できる限りという前に、合意に
至るまでできる限りという、合意に至るまでというのをつけ加えるよう申しおれま
す。
- ◎： 今、そういう意見が出ましたが、委員の皆さん、いかがでございましょうか。
- ： どう直すんですか。
- ： 今まで、さんざん問題になった、付帯意見としての合意を得てから・・・という、この
文書の中の・・・合意が得られるまでできる限り調整を図るというのを間に入れるという
案を私が今・・・。
- ◎： はい、そうですね。
- ： 一般論としては無理です。恐らく付帯意見も100%合意ができることを予想した付
帯意見じゃないです。今、○委員が言われるように、100%と受け取られかねない
んで、その例の都市計画審議会の付帯意見についての解釈、特に都市計画決定との兼ね合
いにおける・・・については、私は別の意見を持っていますが、こういうところで、合意が
できるまでというふうなことは、むしろそうすると、一件でも合意できんかったら計画
が前へ進まんということになるんで、それで、そういう意見に対して、私は反対です。
- ◎： 皆さん、いかがでしようか。
- ： せっかく今までまとめてきたものを・・・。

- ： もうここへ書いてある通り、できる限り市で調整を図ること。言いようがない、他に。
- ： 合意できるまでというのは・・・決定権まで。合意できるまでというのは、決定権まで持っていくのを・・・。
- ： 決定権。
- ： いやいや。
- ◎： ですから、合意ができるまでじゃから、合意ができなかったら、どうするんなら・・・。
- ： 合意ができなかったら、どうするんならという意見が上がってきているわけですから。だから、その範囲を。単なる言葉の重み。
- ◎： ここまで審議会として市長に、合意ができるまで100%せえという意見をつけること自体、私はふさわしくないと思います。
- ： 要するに極端に言えば、合意ができるまでと書いても、市長に無視されたらそれだけのことです。
- ◎： それもあると思います。
- ： 全く意味がない。
- ◎： 聞くとしてもですね、合意ができん場合もあるわけですから、その辺りは、やっぱり・・・。
- ： 一人でも二人でも合意ができんかったら全体の計画が進まんかという話になる。
- ◎： そう、そう。そういうことはあるかと思いますので。
そこまで縛る必要というか、縛ったらいけないんじゃないかと個人的には私は思います。
- ： ですから、今まで成文化して、今、我々の手元にあるわけなんですから、これで通しましょう。
- ： だけど、案でしょう。
- ： だけど提案だから・・・。
- ： 案と書いてないけども、案なんです。
- ： これ、問うていながら、案じゃないんです。決定じゃろう。こうなりましたということじゃろう。
- ： これが新たに出来たという、事務局としては今までの流れがこういう議論であって、○委員が言われるような、合意ができるまでという議論は今までなかったわけですよ。だから、案というより、今までの議論の延長にこれが出てきたということです。だから、合意ができるまでを入れるんなら、今までの議論の中でもっとやり直さなきゃいかんと思いますね。言葉だけで解決する問題ではないと思います。
- ： だから、これができるということは採決するんですか。せんでもええじゃろう。
- ： まあ、ご了解いただけますかという、今までの議論の延長ですからね。
- ： 延長でしょう。だから、それだけの表示でしょう。よく見とかないと、ここで決まったということ・・・。
- ： そりゃあ今までの説明とか議論から外れてはないと思います。
- ： はい。
- ： 失礼だけど、○委員の提案自体が、今までの、正しい正しくないは別ですよ。今まで

の議論とは外れてるという。

- ： という見解があったということですか。そうですね。
- ： この意見は正しいか、正しくないか・・・。
- だから、これの答申をすることを了解していただけますかという、議長が諮れば・・・。
- ： 今も、議長、諮るんですか。
- ： いや・・・。
- ◎： 意見がなければ諮らなくていいんですけど・・・。
- ： 意見があったんで・・・。
- ◎： 意見があったんで諮る必要があるのかなあとっておるんです。
- ： だから、諮る必要があるかどうかをまた、だから、時間も大分来ているんで、もう手を挙げた方が早いんなら、そっちの方が早いと思う。手を挙げること自体がちょっと無理じゃないかという・・・。
- ： 手を挙げる・・・。時間の問題を諮るのもおかしいけど、時間の問題じゃあないでしょうが。
- ◎： はい、わかりました。
- ： 時間の問題を諮るのもおかしいでしょう。
- ◎： はい、わかりました。
- ： あんた、市民が時間で納得するんですか。
- ◎： わかりました。それで・・・。
- ： 意見です。
- ◎： 私が・・・いかんのです。
- ： それは私が・・・。
- ： はい、はい。
- ◎： だから、この文章は、やはり日本人として良識の範囲の文章だと私は思っております。
- ： 常識の範囲じゃという、くどいようですが、今までの議論の出た結論がそのまま書いてあるという。
- ： ということをもとめたということで、それで市長に提案するというこの文章でしょう。
- ◎： はい、はい。
- ： これは、正式に書いて提案するんですか。これを提案するんじゃないでしょう。審議案として書いて、市長提案するんですか。
- ： すいません。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： ○委員、私に言われとんですかね。
- ： はい、そうです。誰がするんか知らんけど、市長提案というのはそういうもんじゃない性格があるんですが。
- ： すいません。それじゃあ、ちょっと補足させていただきます。
今回、このような換地設計に関する事項で不採択になったものについては、できる限り市で調整を図ることといった付帯意見をつけていただくこと。これについては、審議会として会長名で市長あてに答申されると。それで、この文章の内容についてなんですけ

ど、今日まで第1回から6回までの計6日間に及ぶ審議会の中で、各審議会の最終の段階では必ずこの文言がついて、こういう条件をつけてということで不採択になったものについても、こういう条件がついてたと思うんで、先ほど○委員が言われたように、それがこのまま表現されとんで、これはこれでいいのかなあというのは、補足として・・○委員が言われることについては、これがそのまま、この文面が答申という形で市長のところへ行きます。

- ： 市長答申というのは、そういうもんじゃないんだから、それはあんたらはどうとるか知らんけど、市長答申という事態のものをもっと正式にしないと、市長答申っていうのは、もう最終決定なんじゃから、10人が10人ですよ。そここのところを皆さん、物すごく豊かな心を持つとるから、ねえ。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： だから、そういう問題じゃない。審議会ですよ。
- ： あれです。今、所長が言われたけども、会長は1回から5回まで、さっき6回は、さっきも言われた。その都度、付帯意見を閉会前に確認されてるわけです。それが、そのまま載ったという理解で、これはちゃんと議決やこう要らんのじゃねえ。要らんでしょう。
- ： 議決決定じゃない。
- ： 会長が各回の最後に閉会前に確認されたことがそのまま載ってる。
- ◎： 毎回確認させてもらったつもりです。
- ： それでいいじゃないですか。
- ： 所長にお聞きしたいんですけど、114件で、意見書が、それで市長への答申としては、どういう内容なんか。参考までに教えてほしいんですけど、出るんでしょうか。その114という内容を。
- ◎： 具体的に。
- ： 具体的に書かれるんですか。
- ◎： 名前が。一覧表だけね。一覧表。
- ： 一覧表は出せるんですか。意見書として・・。
- ◎： つけるんでしょう、一覧表。
- ： 今回市長に答申する・・。
- ： でもいいし、また・・。
- ： だから、意見書の頭にこれがついてという意味ですかね。
- ： そうです。それをつけられて・・。
- ： だから、ここに書いてるものを市長が見るんかどうかと。
- ◎： もちろん見るんでしょう。
- ： はい。
- ： 参考までに。
- ： 見りゃあせんけど、見る・・答申をするかどうか。
- ： 今回の意見書についても、こういった内容の意見書が出とるっていうのは、市長の方に報告をさせていただいております。
- ： 見てほしい。
- ： じゃから、それについては、要するに窓口が違うんじゃないから、それを問うていかにゃ

あいけん時が来てるんです、これは。

- ◎： それはそれで話をしなければいけん。市長にも。
- ： それは当たり前ですよ。これ、市のことですからね。
- ： 当たり前のことをしないこともあるんでね。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 委員の間も、何対、何対、何対というような議決割合も答申資料の中に入って市長の
ところへ届くんですか。どうですか。
- ： 議決書は絶対に保存して、見せてくれえ言われたら見せるし。
- ： すいません。私への・・・。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 話の中でどのような報告になるか、今回の答申と併せてこの審議会の報告については
させていただきます。そういった中で、今の私とすれば、そのような形で審議案件とい
うものを提示し、意見書の内容も改めて、前回の審議会を開催する前にも、どこまで、
一応説明はさせていただいてる。それと、市長にも・・・。それから、今、○委員が言わ
れたような形で、審議会の経過、状況についても報告させていただきたいと考えており
ます。
- ： その中では、当然、議決書を持っていくわな。
議事録をそのまま出してもよろしい。それは、別に隠す必要もないし、当然。ただ、答
申自体になったら。
- ： もういいじゃないですか。我々がこんな議論をする必要はないと思いますよ。
- ◎： そういったことで、ご了解いただけますか。ありがとうございました。
それでは、長時間にわたりましたが、ご熱心に討議をいただきました。以上をもちまし
て・・・。
事務局、何かありますか。
- ： 今後の予定でございますが、よろしいでしょうか。
- ◎： はい。
- ： 本日予定しておりました、意見書、また再審議案件の意見書について審議が終了いた
しました。従いまして、換地設計基準第17 換地設計の決定4 意見書の処理が終わ
った場合においては、施行区域内の全ての宅地についての換地設計の決定以後、換地設
計の軽微な変更は施行者限りで処理できるとの審議会の同意を得ておりますので、審議
会の付帯意見、不採択になったもののできる限り市で調整を図ることにとり、換地
に関する事項を書かれている意見書の調整を、通知書の配布と同時に12月から図っ
てまいります。誠心誠意、皆様方がご納得できるよう最大限の努力をしております。実
際、この調整につきましてはどれぐらい期間を要するかわかりませんが、この審議会の
任期内には、一度中間報告をさせていただきたいと考えております。時期的には、来年
の2月下旬から3月上旬で開催したい。その時期が来ましたら、また日程調整にお伺い
いたします。
最後に、長時間、長期間、ハードなスケジュールの中、密度の濃い、熱心なご審議、あ
りがとうございました。今後の予定につきましては、以上でございます。
- ： そしたら、あれ、議事録はその場で。
- ： はい、その時に皆様方にご報告事項として・・・。

- ： それで、任期は一応終わるわけ。
- ： そうです。来年の3月22日で終わりでございます。
- ◎： はい、ありがとうございました。
- ： それで、また後、審議会は残るんですか。
- ： はい。審議会だけ・・・ということで・・・ございます。
- ： あと、どんなことが残るん。最も、これ、見りゃあわかるん。
- ： あと、仮換地を指定する際の意見聴取、意見を聞くということになるかと思えます。
- それから、ちょっと急なんですけど、副市長が審議会委員の皆様にお礼を申し上げるということで来ています。
- ： 副市長あいさつ

5 閉 会

第 15 回 (第六日目)

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議
会会議規程第8条の規程により署名する。

平成23年11月25日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会 長 守 谷 麗 

委 員 陶 浪 保 夫 

委 員 (有)三和硝子工業社
代表取締役 竹原良枝 